

市政功労賞・善行賞受賞者

市の公益増進や市政の振興発展に貢献された方々にお贈りする市政功労賞と、奉仕活動や善行のあった方々にお贈りする善行賞の受賞者が決まりました。市制施行19周年を記念し、11月1日に表彰状を贈呈します。

【市政功労賞】



山管 善文さん (島ヶ原)

平成20年から伊賀市選挙管理委員会委員として在職され、そのうち6年2カ月が委員長を務められました。



前田 洋さん (羽根)

白鳳梨生産組合では組合長として、白鳳梨の産地化や後継者の育成に尽力されました。さらに、青空市推進協議会では会長として、販路拡大に積極的に取り組まれ、伊賀地域の農業振興に貢献されました。



松崎 敏之さん (千歳)

伊賀市スポーツ協会(前伊賀市体育協会)会長として、14年にわたり市内の団体をまとめ、競技力向上と地域スポーツの普及に貢献されました。



宮田 久一さん (田徳院)

昭和56年に旧阿山町体育指導委員(現伊賀市スポーツ推進委員)に就任以来、42年の永きにわたり地域スポーツの振興に取り組まれました。



若山 昂央さん (老川)

保護司として青少年の非行防止や非行少年の立ち直り支援活動に永きにわたり従事されたほか、自然体験学習などの青少年健全育成活動や登下校時の見守り、夏祭りなどでの街頭啓発活動など、非行防止啓発活動にも尽力されました。



藤森 とも子さん (諸木)

普段から地域住民が元気に暮らし続けられるよう、長年の看護師としての経験を生かし、11年間ボランティアで諸木区の高齢者などへの健康チェックと健康指導をされています。

この間、委員会における議案審議や委員長としての委員会運営に加え、選挙執行時には選挙長や開票管理者の重責を担い、伊賀市における適正な選挙の執行に尽力されました。また、選挙啓発にも積極的に取り組まれ、その職務を通じて地方自治の発展に貢献されました。

なお、現在も環境保全型農業の取り組みとして、有機農業技術の研究や普及、農産物の販売促進、新規就農者の育成支援にも尽力され、安心安全な食の提供や後継者の育成に取り組まれています。

伊賀上野シティマラソンや伊賀市民スポーツフェスティバルでは実行委員長として大会の企画立案や運営に尽力し、市民の体力向上や交流推進などに取り組まれました。

また、伊賀市スポーツ推進審議会会長として、スポーツ推進計画などの策定に貢献されました。

現在は、伊賀市青少年育成市民会議副会長として、伊賀市の青少年健全育成活動に係る研修会・講演会の開催や、非行被害防止活動など、積極的に取り組まれています。

「騙されない伊賀市」をめざし、悪徳商法を見抜ける市民を増やし、被害を減らすための活動を自主的に続けられています。

地域のいきいきサロンや市民自治協議会の行事、学校での啓発活動など、公演回数180回を超え、寸劇を通じて広く市民に悪徳商法などの現状を伝えていきます。また、毎月定例会や練習会を開催し、身近で起こった消費者トラブルなど、流行りの手口にも対応した寸劇の制作にも取り組まれています。

岸宏子記念伊賀文学館オープン

12月2日(出)、作家・岸宏子から遺贈を受けた旧宅を改修し、文学館として開館します。郷土の文化や先賢の功績を知り、市民の文学振興を促進し新しい文化芸術の創造につながる施設として利用ください。

【観覧時間(無料)】

土・日曜日

午前9時～午後4時30分

【施設使用時間】

月～金曜日

午前9時～午後4時30分

※10日前までに要予約

【利用料金】

○午前9時～正午：400円

○正午～午後4時30分：500円

○終日：1000円

【駐車場】10台

岸 宏子 (1922-2014)



旧阿山郡上野町(現・伊賀市)生まれ。1942年、20歳の時に、小説『醜女』が日本厚生協会主催の勤労文化賞一席に入賞。戦後は、放送作家、小説家として活躍。出世作『ある開花』は、テレビドラマや映画にもなり、舞台劇『喜劇 売らいでか!』は公演回数550回を超えるロングラン作となった。

紫綬褒章(90年)、勲四等宝冠章(95年)受章



◆開館記念式典・オープニングイベント

12月2日(出)

【とぎき】

○開館記念式典

午前10時30分

○記念ミニ講演会(定員20人)

午後1時30分

【岸作品の女性たち】

○初めての連句体験(定員15人)

午後2時30分

※申込期間：11月8日(水)～20日(月)

○一般公開

午前11時～午後4時30分

【LUNO】

岸宏子記念伊賀文学館

(上野忍町2435-13)



【申込先・問い合わせ】 文化振興課 ☎22-9621 FAX 22-9619 ✉bunka@city.iga.lg.jp

本人通知制度に登録しませんか

本人通知制度は事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人などの第三者が請求し、市が交付したときにその事実を郵送でお知らせする制度です。交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。またこの制度は不正請求を抑止する効果が期待できます。

【登録できる人】

○市の住民基本台帳または戸籍の附票に登録されている人

○市の戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている人

【通知対象となる証明書の種別】

○住民票の写し(除票を含む。)

○住民票記載事項証明書

○戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍を含む。)

○戸籍の附票の写し(除附票を含む。)

※本人通知制度事前登録日の翌日以降に交付したもの

【本人通知の記載事項】

証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。

○交付年月日

○交付証明書の種別

○交付枚数

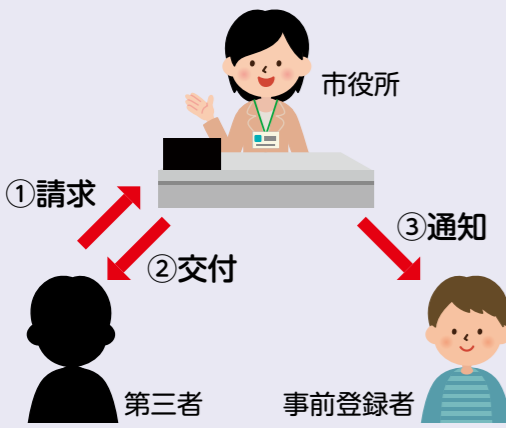
○交付請求者の種別

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

【登録方法】

本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、住民課または各支所(上野支所を除く。)までお越しください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。



【申込先・問い合わせ】 住民課 ☎22-9645 FAX 22-9643 ✉juumin@city.iga.lg.jp

